

介護老人福祉施設 古賀の里 入所指針

1. (目的)

この指針は、国の指針に基づき介護老人福祉施設 古賀の里（以下「施設」という）における入所の取り扱いに関する基準を明らかにすることによって、入所決定過程の透明性・公平性を確保するとともに、施設入所の合理的かつ円滑に資することを目的とする。

2. (入所の対象となる者)

入所の対象となる者は、要介護 1～5 と認定された者とする。

3. (入所の申込み)

(1) 申込方法

- 1.入所の申込は、当該施設備え付けの入所申込書（別紙 1）・介護支援専門員など意見書（別紙 2）に被保険者証（写）、直近三ヶ月のサービス利用票（写）、サービス利用票別表（写）を添付の上、当該施設へ申し込むものとする。
- 2.申込者は、申込事項に変更などが生じた場合は、入所申込事項の変更申し出を行うものとする。
- 3.直近三ヶ月のサービス利用票など（写）がない場合には、その状況について申込者から説明を受けるものとする。
- 4.介護支援専門員など意見書については、担当介護支援専門員など作成するものとする。

(2) 更新の申込み

- 1.申込みの有効期限は受付日より 1 年とし、申込者は 1 年毎に更新の申込みを行うものとする。
- 2.更新の申込み方法は、当初の申込みと同様の手続きとする。

(3) 入所受付簿の整備

- 1.施設が、入所申込書及び変更の申し出を受理した場合は、入所受付簿にその内容を記録して管理しなければならない。
- 2.申込者から入所辞退の申し出や除外などの事由が生じた場合は、入所受付簿から削除するものとする。

4. (入所検討委員会)

- (1) 施設は、入所の決定に係る事務を処理するために、合議制による入所検討委員会（以下委員会という）を設置する。
- (2) 委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員などで構成し、施設長が委員長となる。なお、委員会には施設長以外の第三者を加える。

- (3) 委員会は委員長が召集し、利用者の変動に合わせ、年間 3～4 回開催する。
- (4) 委員会は、入所順位表の調整を行う。
- (5) 委員会は、審議の内容を開催の都度記録し、これを 2 年間保管する。

5. (入所順位表の調整)

(1) 調整方法

入所順位表は入所受付簿を基に調整する。入所順位表の順位は、入所申込者に対して別表に定める入所申込者評価基準に基づく評点の高い準に優先順位を定める。

なお、必要に応じて個別評価事項について配慮し、修正を加える。また、順位が同一の場合は、申し込みの早い者を上位とする。

(2) 個別評価事項は以下のとおりとする。

- 1.性別（部屋単位の男女別構成を考慮する）
- 2.その他、特別に配慮しなければならない個別の事情（現に医療機関などに入院（所）している者で、当該施設から退所（院）を求められている者の取り扱いを含む）
- 3.施設において、部屋の関係または、入所申込者の対応などによっては、順位の変動を行う場合がある。

6. (特別な事由による入所)

次に掲げるいずれかの場合においては、委員会の審議によらず施設長の判断により、入所を決定する。但し、次回の委員会で報告する。

- (1) 災害や事件・事故などにより、委員会を招集する余裕がないとき。
- (2) 老人福祉法第 11 条（第 1 項二）に規程する措置委託による場合。

7. (入所辞退の取り扱い)

施設長が入所の意思を確認したにもかかわらず、申込者の都合により、入所辞退があった場合には、入所が必要になった時点で再度入所申込をするものとする。

8. (指針の適正な取り扱い)

- (1) 施設は、この指針に基づき、適正に入所決定を行うものとする。
- (2) 県及び市町村などは、この指針の適用な運用について、施設などに対して必要な助言を行うことができる。
- (3) 施設は、入所希望者など関係者に対して、本指針の内容について適切な説明するとともに、その運用に対して入所希望者や家族などから説明を求められた場合には、適切な対応を行う。

相談窓口：担当者 [前田知幸 桜井寿]

9. (指針の公表について)

この指針は公表するものとする。なお、県及び市町村などの協力を得て、広く周知に努めるものとする。

10. (守秘義務について)

この指針の運用に関わる者（入所検討委員会の第三者も含む）は、入所申込者について知り得た個人情報について守秘義務を負うものとする。

なお、この守秘義務は、退職などによって本指針の運用に関わることがなくなった後も引き続き継続するものとする。

11. (指針の見直しについて)

本指針は、見直す必要が生じた場合は、随時見直すこととする。

附則

この指針は平成 15 年 6 月 1 日より施行する。

H23 年 5 月 1 日 一部変更